

## 県立高等学校における令和2年度（2020年度）使用教科用図書の採択について

のことについて、別紙のとおりとする。

### （提案理由）

県立学校における教科用図書採択の基本方針に基づき、教科書採択委員会から報告された県立高等学校における令和2年度（2020年度）採択希望教科用図書について、令和2年度（2020年度）使用教科用図書として採択する必要があるため。

### 参考：関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（H20.4.1施行）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（12）県立学校教科用図書採択の基本方針及び教科用図書の採択

●県立学校における教科用図書の基本方針（平成27年6月改正）

3 教科用図書の採択の方法

（3）教科用図書の採択

イ 教科書採択委員会は、各県立高等学校及び特別支援学校から提出された資料等を基に採択希望教科用図書を審議し、その結果を教育委員会に報告する。

ウ 教育委員会は、県立学校において使用する教科用図書について審議し、採択する。

**県立高等学校・特別支援学校における  
令和2年度（2020年度）使用教科書の採択までの流れ**

	文部科学省	県教育委員会事務局	県立高校 県立特別支援学校
4月	○教科書採択に関する通知	○教科書採択に関する通知 → 通知	
5月	○教科書目録の送付	○教科書目録の送付 → ○教科書展示会の開催通知	
6月		○教科書採択の基本方針・選定基準等の送付 ○教科書展示会の開催	○教科書の選定開始
7月			○校内選定委員会の開催 ↓ ○採択希望教科書案の決定（校長決裁） ↓ ○選定理由書等の確認（～8月中旬） ← ○選定理由書等の提出
8月		○教科書採択委員会の開催→採択案の作成	



**教育委員会での教科書採択**